一種・関係・原作の原稿・原稿・原稿・原稿・原稿・ラブル子の語・ラブル子の語・



住宅賃貸トラブル予防電話相談 045(641)9171

相談受付日時 毎週 火曜日 午後1時~4時まで

∰神奈川県行政書士会

横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル7階

本事業は、国土交通省の補助事業『住宅セーフティネット基盤強化推進事業』として実施しております。

神奈川県行政書士会の専門相談員が皆さんの疑問にお答えします。

敷金•礼金

- ○敷金は、全額返してもらえないのか。
- 〇敷金が引かれる場合とは?
- 〇敷金と礼金の違いとは?

更新料

- ○更新料は必ず支払わなければならないのか。
- ○契約書に定めがある場合と、無い場合では?

原状回復義務

- ○賃貸住居を明け渡すときには、契約書に定められている畳の表替えや 壁紙の張替えの全てを必ずしなければならないのか。
- このような疑問に、行政書士がお答えします。
- 行政書士は、法律で契約書を代理人として作成する権限を与えられた専門家です。
- 相談の秘密は厳守いたします。

ご相談は、電話 045-641-9171

平成25年9月17日から平成26年3月18日までの毎週火曜日 (平成25年12月31日(火)・平成26年2月11日(火)は除く) 午後1時から4時まで

- ★ 相談は無料です。
- ★ 相談時間は、一回 30分以内とさせていただきます。
- ★ すでに争いごとになっている契約内容等、紛争に係わる相談はお受けできません。
- ★ ご希望の場合は、紛争処理機関のご案内もいたします。